

平成31年度 第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成31年4月17日（水） 14時00分～15時30分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	波岡 和昭	((株)街NAMI代表取締役)
特別委員	島野 治人	((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員	谷 昌幸	(帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	浅野 直幸
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	義煎 航平
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	杉本 大輔
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	武村 耕樹
根室振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	西村 日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	長尾 知幸

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「スーパーアークス釧路店」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「スーパーアークス釧路店」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 国道38号線西側からの来客車両の出庫について
- ・ 近隣幼稚園児等の状況・安全対策について（鳥取2号公園からの飛び出し等）
- ・ 景観（植栽）について

(2) 「ツルハドラッグ北見美芳東店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務的説明を行った後、次のとおり質疑、発言があった。

(主な質疑)

- ・ 搬入車両の動き方(動線)について
- ・ 冬季堆雪場所について
- ・ 出入口①の設置に関する考え方について
- ・ 来客自動車台数の予測について

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

別 紙

(答申 スーパーアークス釧路店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

釧路市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。